

陸無第 13 号
平成 28 年 5 月 24 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国陸上無線協会

会長 桂 靖 雄



平成 28 年度電波利用環境保護周知啓発強化期間について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業に格別のご協力とご支援をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

さて、総務省では来る 6 月 1 日から 10 日までの間、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、電波利用に関する周知啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしています。

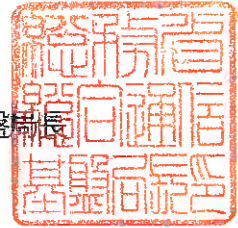
この強化期間について、総務省総合通信基盤局長から当協会に対し、別添のとおり依頼がありましたので、会員各位におかれましてもこの趣旨をご理解いただき、電波利用環境保護活動に関する周知・啓発活動に対するご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬 具

総基視第76号
平成28年5月12日

一般社団法人 全国陸上無線協会会長 殿

総務省
総合通信基盤局長



平成28年度電波利用環境保護に関する周知・啓発活動について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、情報通信技術の一層の発展を受け、電波利用の機会は増加の一途を辿っており、一般国民が電波を使用した機器に接する機会が増大しております。

このような中で、電波利用秩序を維持し、誰もが安心して電波を利用でき、電波を利用したサービスを受けられる環境を維持することはますます重要になってきております。

しかしながら、無線局免許が必要にも関わらず、免許を有しないで開設・運用する無線局（以下「不法無線局」という。）は依然として多数存在しており、警察・消防救急・防災行政無線等の重要無線通信に対する混信・妨害をはじめ、テレビやラジオの受信障害、携帯電話への障害等、深刻な事案が多数発生し、当省に寄せられる混信妨害申告は後を絶ちません。さらに、インターネットショッピングやインターネットオークションで手軽に違法な無線機器を購入・使用することによる重要通信妨害等の事例も発生し、電波環境の悪化が懸念される状況となっております。

こうした状況から、当省としては、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、平成28年度においても別紙1の実施概要のとおり、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしております。これらの不法無線局による混信妨害については、ダンプカーなどの大型トラックなどに設置された、不法市民ラジオ、不法アマチュア無線、不法パーソナル無線の運用によるものが多数含まれているところです。

つきましては、貴協会におかれましても、又は貴協会から各都道府県等の各支部に対しまして協力要請いただき、引き続き別紙2の事項についてご支援、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

平成28年度電波利用環境保護周知啓発強化期間実施の概要

1 目的

電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境の整備を推進することを目的とし、昭和52年度から毎年実施している。(平成20年度まで「電波利用保護旬間」として実施。平成21年度から名称変更。)

2 キャッチフレーズ

「不法電波はいけません！」

3 期間

平成28年6月1日から6月10日まで

4 不法無線局対策の強化

不法無線局対策については、平成28年6月1日から同月30日までを取締り強化期間として設定し、特に、重点的に実施することとする。

5 主催

総務省

6 協力を要請する関係省庁及び関係団体(順不同)

警察庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会、モータースポーツ無線協会、公益社団法人全日本トラック協会及び日本郵政株式会社

7 実施方法

(1) 周知・啓発活動

平成28年6月1日から同年6月10日までの期間を中心に下記の周知・啓発活動を重点的に実施する。

ア 新聞、専門紙による周知・啓発

イ ポスター及びリーフレットによる周知・啓発

ウ 公共交通機関及び駅等を活用した周知・啓発

エ 自治体、関係団体の広報誌等を活用した周知・啓発

オ 局所内外の施設を活用した周知・啓発

カ 報道機関の活用

(2) 不法無線局対策等の強化

不法無線局の対策については、平成28年6月1日から同月30日までを取り締まり強化期間として設定し、重点的に実施することとし、電波監視体制の強化を図るものとする。

[協力依頼事項]

総務省の電波利用環境保護活動に関する周知・啓発活動に対して、次のとおり協力願います。

- 1 総会、会議等において、地方総合通信局等の周知・啓発活動に関する説明時間の確保
- 2 ポスター、リーフレット等の配布
- 3 会報紙等による周知・啓発活動
- 4 上記1～3の他、地方総合通信局等と調整の上、電波利用環境保護活動への協力